

変 更 後	備考	変 更 前
家庭用厨房給湯暖房契約〔トリプル得約〕 1. 目 的 この選択約款は、家庭用の厨房、給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。 2. 選択約款の変更 （1）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、（3）及び（4）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。 （2）お客さまは、（1）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。 （3）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（4）に定める場合を除きます。 ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載します。 ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 （4）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他のこの選択約款に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面に交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。 3. 用語の定義 （1）「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。 （2）「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。 （3）「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。 （4）「居室」とは、居住の目的のため継続的に使用する室をいいます。 （5）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。 （6）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消 <td>変更・追加</td> <td> 家庭用厨房給湯暖房契約〔トリプル得約〕 1. 目 的 この選択約款は、家庭用の厨房、給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。 2. 選択約款の届出及び変更 （1）この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。 （2）当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、お客さまとの需給契約の内容を変更後の選択約款にするものとします。 3. 用語の定義 （1）「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。 （2）「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。 （3）「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。 （4）「居室」とは、居住の目的のため継続的に使用する室をいいます。 （5）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。 （6）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消 </td>	変更・追加	家庭用厨房給湯暖房契約〔トリプル得約〕 1. 目 的 この選択約款は、家庭用の厨房、給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。 2. 選択約款の届出及び変更 （1）この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。 （2）当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、お客さまとの需給契約の内容を変更後の選択約款にするものとします。 3. 用語の定義 （1）「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。 （2）「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。 （3）「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。 （4）「居室」とは、居住の目的のため継続的に使用する室をいいます。 （5）「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。 （6）「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消

変 更 後	備考	変 更 前
費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。 (7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。 (8)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。 4. 適用条件 この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。 (1) 風呂・給湯に給湯機器、併せて厨房機器と暖房機器を以下のいずれかの条件で使用されること ① 専用住宅で使用する場合 ② 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で居住部分で使用する時 (2) 専用住宅または併用住宅の居住部分におけるガス使用量が16立方メートル毎時以下の1個のガスメーターで計量されること 5. 契約の締結 (1) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。 (2) 契約期間は次のとおりといたします。 ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。 ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。 ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。 (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約（最終保障供給契約への移行を含みます。）またはガス小売供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別変更の場合はこの限りではありません。（（4）において同じ）。 (4) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款（ガス小売供給約款及び最終保障供給約款に定める契約を除きま	削除 変更 変更 変更 追加・変更 変更	費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。 (7)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。 なお、この選択約款においては5パーセントといたします。 (8)「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。 4. 適用条件 この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。 (1) 風呂・給湯に給湯機器、併せて厨房機器と暖房機器を以下のいずれかの条件で使用されること ① 専用住宅で使用する場合 ② 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で居住部分で使用する時 (2) 専用住宅または併用住宅の居住部分におけるガス使用量が16立方メートル毎時以下の1個のガスメーターで計量されること 5. 契約の締結 (1) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。 (2) 契約期間は次のとおりといたします。 ① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。 ② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。 ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。 (3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別変更の場合はこの限りではありません。（（4）において同じ）。 (4) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款（一般ガス供給約款に定める契約を除きます。）へ変更を申し込み

変 更 後	備考	変 更 前
す。)へ変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。 6. 使用量の算定 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。 なお、ガスメーターを取り替えた場合は、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。 7. 料 金 (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払いいただきます。 なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。 (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。(料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。) (3) 支払期限 ① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。 ② 支払期限日は、支払義務発生の翌日から起算して50日目といたします。 ただし、支払義務発生の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日)の場合には、その直後の休日ではない日を支払い期限日と いたします。 8. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金(税抜)を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金(税抜)を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金(税抜)の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。 イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋0.089円×原料価格変動額／100円 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)		された場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。 6. 使用量の算定 当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。 なお、ガスメーターを取り替えた場合は、取り外したガスメーター及び取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。 7. 料 金 (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払いいただきます。 なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。 (2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。(料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。) (3) 支払期限 ① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。 ② 支払期限日は、支払義務発生の翌日から起算して50日目といたします。 ただし、支払義務発生の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日)の場合には、その直後の休日ではない日を支払い期限日といたします。 8. 単位料金の調整 (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。 イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり) ＝基準単位料金＋0.089円×原料価格変動額／100円 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートル当たり)

変 更 後	備考	変 更 前
＝基準単位料金－0． 0 8 9 円×原料価格変動額／ 1 0 0 円 （備 考） 上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。 （2）（1）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします ① 基準平均原料価格（トン当たり） 8 0， 3 0 0 円 ② 平均原料価格（トン当たり） 別表 1 （3）に定められた各 3 か月における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり L N G 平均価格（算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円単位といたします。）および L P G 平均価格（算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 ただし、その金額が 1 2 8， 4 8 0 円以上となった場合は、1 2 8， 4 8 0 円といたします。 （算 式） 平均原料価格＝トン当たり L N G 平均価格×0． 8 7 5 4 ＋トン当たり L P G 平均価格×0． 1 3 3 9 ③ 原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた 1 0 0 円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 9．設置の確認 （1）当社は、厨房機器、給湯機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。 万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降 ガス小売供給約款 を適用いたします。 （2）厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。 1 0．その他 その他の事項については、 ガス小売供給約款 を適用いたします。	変更 変更	＝基準単位料金－0． 0 8 9 円かける原料価格変動学／ 1 0 0 円 （備 考） 上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は、切り捨て。 （2）（1）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします ①基準平均原料価格（トン当たり） 8 0， 3 0 0 円 ②平均原料価格（トン当たり） 別表 1 （3）に定められた各 3 か月における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たり L N G 平均価格（算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円単位といたします。）および L P G 平均価格（算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。 ただし、その金額が 1 2 8， 4 8 0 円以上となった場合は、1 2 8， 4 8 0 円といたします。 （算 式） 平均原料価格＝トン当たり L N G 平均価格×0． 8 7 5 4 ＋トン当たり L P G 平均価格×0． 1 3 3 9 ③原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた 1 0 0 円単位の金額といたします。 （算 式） イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格 ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格 9．設置の確認 （1）当社は、厨房機器、給湯機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。 万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降 一般ガス供給約款 を適用いたします。 （2）厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。 1 0．その他 その他の事項については、 一般ガス供給約款 を適用いたします。

変 更 後	備考	変 更 前																								
付 則 1. 実施の期日 本選択約款は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施いたします。	変更 削除	付 則 1. 実施の期日 本選択約款は、平成 2 6 年 4 月 1 日から実施いたします。 2. 実施に伴う切り替え措置 (1) 当社は、平成 26 年 3 月 31 日以前から継続して供給し、平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を 5 % とし、次の料金表により算定いたします。 (料金表) ①税抜表示 <table><tr><th>使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)</th><th>基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)</th><th>基準単位料金 (1 立方メートルにつき)</th></tr><tr><td>0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで</td><td>8 5 3 . 0 0 円</td><td>2 2 1 . 1 2 円</td></tr><tr><td>1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで</td><td>1 , 1 4 0 . 0 0 円</td><td>2 0 6 . 0 0 円</td></tr><tr><td>6 6 立方メートルを超える 場合</td><td>5 , 6 3 5 . 0 0 円</td><td>1 3 7 . 9 0 円</td></tr></table> ②税込表示 <table><tr><th>使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)</th><th>基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)</th><th>基準単位料金 (1 立方メートルにつき)</th></tr><tr><td>0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで</td><td>8 9 5 . 6 5 円</td><td>2 3 2 . 1 7 6 0 円</td></tr><tr><td>1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで</td><td>1 , 1 9 7 . 0 0 円</td><td>2 1 6 . 3 0 0 0 円</td></tr><tr><td>6 6 立方メートルを超える 場合</td><td>5 , 9 1 6 . 7 5 円</td><td>1 4 4 . 7 9 5 0 円</td></tr></table> ③ 調整単位料金 ①の基準単位料金をもとに 8 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。	使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)	0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	8 5 3 . 0 0 円	2 2 1 . 1 2 円	1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1 , 1 4 0 . 0 0 円	2 0 6 . 0 0 円	6 6 立方メートルを超える 場合	5 , 6 3 5 . 0 0 円	1 3 7 . 9 0 円	使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)	0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	8 9 5 . 6 5 円	2 3 2 . 1 7 6 0 円	1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1 , 1 9 7 . 0 0 円	2 1 6 . 3 0 0 0 円	6 6 立方メートルを超える 場合	5 , 9 1 6 . 7 5 円	1 4 4 . 7 9 5 0 円
使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)																								
0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	8 5 3 . 0 0 円	2 2 1 . 1 2 円																								
1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1 , 1 4 0 . 0 0 円	2 0 6 . 0 0 円																								
6 6 立方メートルを超える 場合	5 , 6 3 5 . 0 0 円	1 3 7 . 9 0 円																								
使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)																								
0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	8 9 5 . 6 5 円	2 3 2 . 1 7 6 0 円																								
1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1 , 1 9 7 . 0 0 円	2 1 6 . 3 0 0 0 円																								
6 6 立方メートルを超える 場合	5 , 9 1 6 . 7 5 円	1 4 4 . 7 9 5 0 円																								

変 更 後			備考	変 更 前		
2. 料金表			変更	2. 料金表		
(1) 税抜表示				(1) 税抜表示		
使用量 (1 か月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 か月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)		使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)
0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	8 5 3. 0 0 円	2 2 1. 1 2 円		0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	8 5 3. 0 0 円	2 2 1. 1 2 円
1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1, 1 4 0. 0 0 円	2 0 6. 0 0 円	変更	1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1, 1 4 0. 0 0 円	2 0 6. 0 0 円
6 6 立方メートルを超える 場合	5, 6 3 5. 0 0 円	1 3 7. 9 0 円		6 6 立方メートルを超える 場合	5, 6 3 5. 0 0 円	1 3 7. 9 0 円
(2) 税込表示				(2) 税込表示		
使用量 (1 か月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 か月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)		使用量 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基本料金 (1 ヶ月及びガスメーター 1 個につき)	基準単位料金 (1 立方メートルにつき)
0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	9 2 1. 2 4 円	2 3 8. 8 0 9 6 円	変更	0 立方メートルから 1 9 立方メートルまで	9 2 1. 2 4 円	2 3 8. 8 0 9 6 円
1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1, 2 3 1. 2 0 円	2 2 2. 4 8 0 0 円		1 9 立方メートルを超え 6 6 立方メートルまで	1, 2 3 1. 2 0 円	2 2 2. 4 8 0 0 円
6 6 立方メートルを超える 場合	6, 0 8 5. 8 0 円	1 4 8. 9 3 2 0 円		6 6 立方メートルを超える 場合	6, 0 8 5. 8 0 円	1 4 8. 9 3 2 0 円
(3) 調整単位料金				(3) 調整単位料金		
(1) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				(1) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。		
			備考			